

- 2 「譲渡制限株式」とは、会社法第2条第17号に定める株式会社の株式をいう。
- 3 株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

(2) 大会社に該当するか否か。 (該当 ・ 非該当)

「様式第2 貸借対照表」における当事業年度末現在の資本金額及び負債合計額

資本金額 () 円 負債合計額 () 円

(記載上の注意)

- 1 「大会社」とは、会社法第2条第6号に定める株式会社をいう。
- 2 株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

(3) 会社の機関

①機関構成

- ・株主総会
- ・取締役 () 名
- ・代表取締役 () 名
- ・取締役会 (設置 ・ 非設置)
- ・監査役 () 名
- ・監査役会 (設置 ・ 非設置)
- ・監査委員会 (設置 ・ 非設置)
- ・執行役 () 名
- ・会計参与 () 名
- ・会計監査人 (設置 ・ 非設置)

(記載上の注意)

株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

②株主総会決議事項の要旨

開催年月日	決議事項

(記載上の注意)

- 1 当事業年度に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。
- 2 事業年度経過後3月以内の日には本書面を交付する場合には、直近事業年度の直前の事業年度から直近までに係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨に代えることができる。

3 株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

③取締役会決議事項の要旨（取締役会非設置会社を除く。）

開催年月日	決議事項

（記載上の注意）

- 1 当事業年度に係る定期及び臨時取締役会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。
- 2 事業年度経過後3月以内の日に本書面を交付する場合には、直近事業年度の直前の事業年度から直近までに係る定時及び臨時取締役会の開催年月日及び決議事項の要旨に代えることができる。
- 3 株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

④監査役会又は監査委員会の開催年月日及び決議事項の要旨（監査役会非設置会社又は監査委員会非設置会社を除く。）

開催年月日	決議事項

（記載上の注意）

- 1 当事業年度に係る定期及び臨時の監査役会又は監査委員会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。
- 2 事業年度経過後3月以内の日に本書面を交付する場合には、直近事業年度の直前の事業年度から直近までに係る定時及び臨時の監査役会又は監査委員会の開催年月日及び決議事項の要旨に代えることができる。
- 3 株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

（4）所有の状況

- ・ 同族会社に該当するか否か。 (該当 ・ 非該当)
- ・ 一人会社に該当するか否か。 (該当 ・ 非該当)

（記載上の注意）

- 1 「同族会社」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第10号に定める会社をいう。
- 2 「一人会社」とは、株主が1名のみの株式会社をいう。

3 株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

(5) 会社の監査

①外部監査に関する事項

イ 外部監査の義務の有無 (有・無)

ロ 当該義務の根拠となる法令 例：会社法に基づく監査等

ハ 外部監査の実施の有無 (有・無)

○ ハにおいて、「有」の場合

・ 監査の種類 例：会社法に基づく監査等

・ 当事業年度の監査報告書を添付すること。(監査報告書添付欄参照)

● ハにおいて、「無」の場合

任意監査の実施の有無 (有・無)

○ 「有」の場合

・ 任意監査を受けた最初の決算期 (年 月期)

・ 当事業年度の監査報告書を添付すること。(監査報告書添付欄参照)

● 「無」の場合

・ 任意監査の予定の有無 (有・無)

・ 任意監査を受ける予定の決算期 (年 月期)

②内部監査に関する事項

内部監査の実施の有無 (有・無)

○ 「有」の場合

・ 内部監査の範囲を限定(会社法第389条第1項に基づき監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定することをいう。)しているか否か。

(限定・非限定)

・ 当事業年度の監査報告書を添付すること。(監査報告書添付欄参照)

● 「無」の場合

・ 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算書類(会社法第435条第2項に定める計算書類をいう。この様式において、以下同じ。)を作成した旨を注記すること。

(記載上の注意)

株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

※ なお、会社法に基づく当事業年度の事業報告及び計算書類並びにそれぞれに係る附属明細書を添付すること。

(事業報告及び計算書類並びにそれぞれに係る附属明細書添付欄参照)

3 関係会社等の概要

関係会社等の名称	預託等取引業者との関係	議決権等の所有割合(%)	主な事業内容	取引の内容

(記載上の注意)

- 1 関係会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第22号に定める会社をいう。）等との間で取引を行っている場合について記載すること。関係会社等との間で該当する取引がない場合には「該当なし」と記載すること。
- 2 「預託等取引業者との関係」の欄には、親会社（会社法第2条第4号に定める会社をいう。）、子会社（会社法第2条第3号に定める会社をいう。）、関連会社（会社計算規則第2条第3項第18号に定める会社をいう。）又はその他の関係会社等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること。
- 3 「議決権等の所有割合」の欄には、当事業年度末現在における所有割合を記載すること。
- 4 「主な事業内容」の欄には、定款に記載された目的のうち、現に行っている主要な業務を記載すること。
- 5 「取引の内容」の欄には、預託等取引業者との間で行っている取引の内容を記載すること。
- 6 役員又は主要株主等との間で取引を行っている場合には、当該役員又は主要株主等についても記載を要するものとする。ただし、「主な事業内容」の欄には記載を要しない。

4 業務の内容

(1) 取引の状況

種 類	細 目	預託者数 (人)	預託等取引 契約の件数 (件)	預託等取引 契約の残高 (円)	預託等取引 契約の数量 (単位：)
(令第1条第 項第 号)					
(令第1条第 項第 号)					
(令第1条第 項第 号)					

(記載上の注意)

- 1 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること。
- 2 当事業年度末現在における状況について記載すること。
- 3 特定商品及び施設利用権の種類(細目)ごとに作成すること。なお、「種類」には、施行令第1条に定める特定商品及び施設利用権のいずれに該当するかが明確となるように記載することとし、内書(括弧書)として施行令第1条に定める物品又は権利のうち該当する項及び号を「令第1条第○項第○号」のように記載すること。また、「細目」には、預託等取引契約において、「種類」よりも詳細に特定商品及び施設利用権の内容を特定している場合における当該内容が明らかになるように記載すること。
- 4 「預託等取引契約の残高」の欄には、「様式第2 貸借対照表」における「預かり特定商品及び預かり施設利用権」、「1年以内返済予定の長期預かり特定商品及び預かり施設利用権」並びに「長期預かり特定商品及び預かり施設利用権」の残高の合計を記載すること。
- 5 「預託等取引契約の数量」の欄には、預託等取引契約に基づき預託者より預かっている特定商品又は管理している施設利用権の合計数量を記載し、当該預かり特定商品又は預かり施設利用権の種類に応じた適切な単位を付すこと。

(2) 売上高の推移

(単位： 円、%)

区 分	第 期 (前々事業年度)		第 期 (前事業年度)		第 期 (当事業年度)	
	売上高	売 上 比 率	売上高	売 上 比 率	売上高	売 上 比 率
預託等取引契約に係る事業 (預託等事業)						
預託等取引契約に係る事業 以外の事業 (その他事業)						
合 計		100.0		100.0		100.0

(記載上の注意)

- 1 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること。
- 2 「預託等取引契約に係る事業 (預託等事業)」とは、法第2条に定める「預託等取引契約」に基づき特定商品の預託を受けること又は施設利用権を管理することを業として行う預託等取引業者の事業を総称したものをいう。なお、当該事業には、預託等取引契約の目的とするために顧客に特定商品又は施設利用権を販売する (購入させる) 取引が含まれる。
- 3 「預託等取引契約に係る事業 (預託等事業)」及び「預託等取引契約に係る事業以外の事業 (その他事業)」の区分に分けて記載すること。
- 4 最近3事業年度 (当事業年度の前2事業年度及び当事業年度。ただし、事業年度が6月の者は、最近6事業年度) の売上高及び売上比率を示すこと。また、6事業年度について示す場合には、連続する3事業年度ごとに分けて示すことができる。
- 5 (1) 取引の状況において、特定商品又は施設利用権の種類 (細目) が複数ある場合には、その特定商品又は施設利用権の種類 (細目) ごとに預託等事業の売上高及び売上比率を記載すること。
- 6 「預託等取引契約に係る事業 (預託等事業)」の「売上高」の欄には、「様式第3 損益計算書」の「2-① 損益計算書 (預託等取引契約に係る事業 (預託等事業))」における「I 売上高」の合計金額を記載すること。「預託等取引契約に係る事業以外の事業 (その他事業)」の「売上高」の欄には、「様式第3 損益計算書」の「3-① 損益計算書 (預託等取引契約に係る事業以外の事業 (その他事業))」の「I 売上高」の合計金額を記載すること。いずれも一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとするが、他の様式と統一し、かつ、使用した単位を明記すること。ただし、有効な数値がない場合には「-」と記載すること。千円単位又は百万円単位をもって表示する場合であつて、表示単位未満の数値を表示する際には「売上高」の

欄に「0」と記載することとし、単位未満の金額は切り捨てること（合計欄も同様）。

7 「売上比率」の欄には、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までを表示すること。

8 事業内容の変更がある場合には、その旨脚注すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

監査報告書添付欄
(消印してはならない)

(備考)

外部監査及び内部監査の両方を受けている場合には、この順序で添付すること。

事業報告及び計算書類並びに
それぞれに係る附属明細書添付欄
(消印してはならない)

(備考)

事業報告、事業報告に係る附属明細書、計算書類及び計算書類に係る附属明細書を、この順序で添付すること。